

天理市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第13号

天理市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則の一部を改正する規則

天理市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例施行規則（平成17年3月天理市規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(4) ソフトウェアの使用許諾契約及びこれに伴う保守業務に関する契約

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第4号の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結する契約については、なお従前の例による。